

## 宍粟市高齢者福祉計画及び第 9 期宍粟市介護保険事業計画策定方針

現行の宍粟市高齢者福祉計画及び第 8 期宍粟市介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」という。）は計画期間が令和 5 年度末までであるため、宍粟市高齢者福祉計画及び第 9 期宍粟市介護保険事業計画（以下「第 9 期計画」という。）を次の方針に基づき策定する。

## 1 計画策定の趣旨

法律の規定に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を市が策定する。

## 2 計画の位置づけ

## (1) 法律上の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として一体的に策定する計画とする。

(参考)

## ○老人福祉法

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

## ○介護保険法

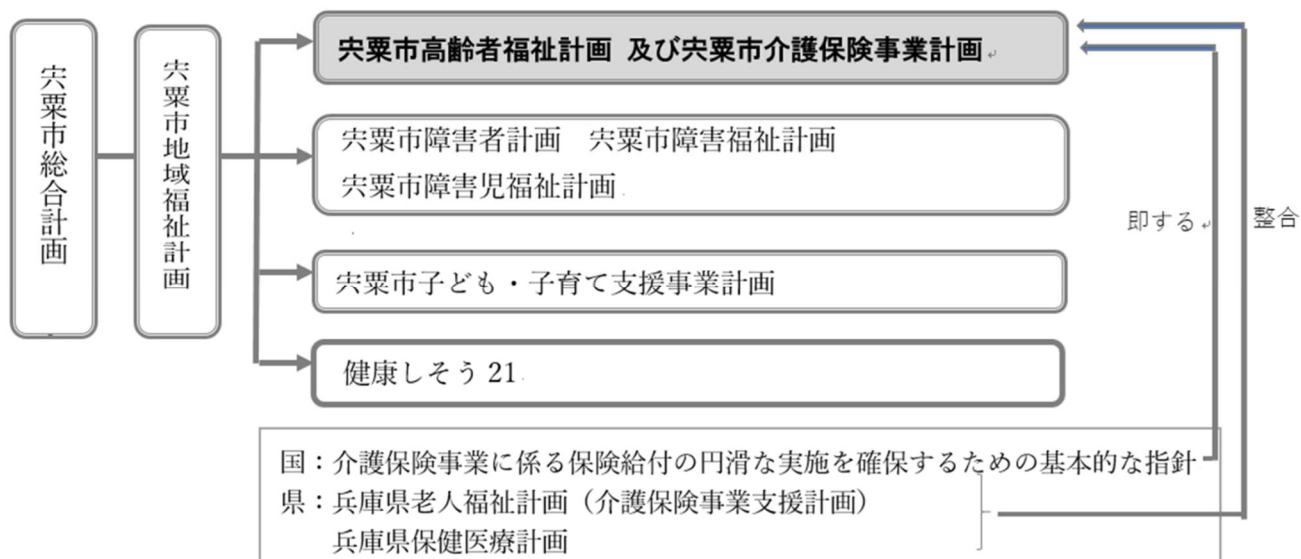
第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない

## (2) 計画上の位置づけ

市の計画における第 9 期計画の位置づけは、市の基本計画である宍粟市総合計

画・宍粟市地域創生総合戦略を上位計画とし、福祉施策全体を統括する宍粟市地域福祉計画をはじめ関連計画との調和が保たれた計画とする。



### 3 計画期間

第9期計画の計画期間は、介護保険法第117条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

### 4 計画策定にあたっての基本的な考え方

#### (1) 第8期計画を踏まえた計画

第8期計画の進行管理や点検評価等を行い、第9期計画策定の基礎資料とする。

#### (2) 市民ニーズにあった計画

市民への介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、関係団体・事業所からの意見聴取等により、市民のニーズにあった計画とする。

#### (3) 国の基本指針、県の計画に即した計画

厚生労働大臣が定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定する。

また、兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）等とも整合性の確保を図る。

#### (4) 中長期的な視点

第8期計画では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を見据えた計画策定を行った。第9期計画においても、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの推進、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減することが見込まれる2040年を見据えて、中長期的な視点に立って計画を策定する。

#### (5) 介護保険事業の安定した運営

将来に亘って介護保険事業の安定した運営を行っていくために、必要なサービ

ス量・種類等を精査し、適正な施策を展開するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

(6) 市民意見を反映した計画

① 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者の代表で構成される宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会に計画案について協議し、幅広い分野からの意見を取り入れて計画を策定する。

② 議会

策定段階から文教民生常任委員会に十分な情報提供を行い、議会からの様々な意見、提言を受ける。

③ パブリックコメント

計画案について広く市民の意見を募るため、パブリックコメントを実施する。

5 計画の策定体制

(1) 「我が事・丸ごと」地域共生社会推進本部会議

市長、副市長、教育長及び部長相当職による本部会議により、計画案等の審議、検討を行う。

(2) 関係課会議

連携、調整のために、健康福祉部各課や関係部局（市長公室、市民生活部等）と必要に応じて関係課会議を開催する。

(3) 業務委託

民間事業者の専門的な知識を活用するため、コンサルティング業者に策定業務の一部を委託し、助言、支援等を受けながら計画策定を円滑に進める。

6 計画の主な内容

(1) 計画の理念、重点課題、基本目標の設定

(2) 人口推計及び要介護認定者数等の将来推計

(3) サービス目標量推計及び目標量確保のための方策の設定

(4) 重点的に取り組む事項の検討

(5) 諸課題への対応の策定

(6) 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料の設定